

令和 7 年度

第 3 回 東京都食品安全審議会部会

日時：令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 2 時 00 分～午後 2 時 48 分  
場所：東京都庁第二庁舎 31 階 特別会議室 26

## 午後2時00分開会

【丸山食品監視課長】 お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第3回東京都食品安全審議会部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます保健医療局健康安全部食品監視課長の丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会部会の資料、及び議事録は、原則公開となっておりますのであらかじめご承知おきください。

それでは、会の進行につきまして、ご案内申し上げます。

会場にいらっしゃいます委員の皆様方におかれましては、ご発言の際、挙手いただきますようお願いいたします。部会長から指名いただきましたら、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクを用いてご発言いただきますようお願いいたします。

また、WEBでご参加の委員におかれましては、システム上の挙手ボタンをご活用いただければと思います。同様に部会長から指名いただきましたら、マイクのミュートを解除していただき、ご発言いただければと思います。また、発言が終わりましたら、挙手を解除いたしましてミュート状態にお戻しいただきますよう、お願いいたします。

それでは、部会委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第6条によりまして、定足数は、委員の過半数となっております。ただいまご出席いただいております委員は9名、会場8名、WEB参加1名でございます。定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、阿部委員はWEBからのご出席でございます。また、本日、仲辻委員からはご欠席というご連絡を頂戴しております。

それでは、以後の進行は鈴木部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木部会長】 鈴木でございます。

本日も皆様のご協力の下、円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議事に入る前に、事務局から本日の資料について確認をお願いします。

【永沼食品監視課課長代理】 食品監視課の永沼でございます、よろしくお願ひいたします。

本日の会議資料でございますが、全て印刷したものを配付させていただいております。

まず、会議次第、裏面が審議会規則になっております。次に部会委員名簿、裏面が事務局名簿となっているものをお配りさせていただいています。

クリップ留めしているものが本日の配布資料です。まず、資料1「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について、続いて資料2、東京都食品安全推進計

画の改定について＜答申（案）＞（概要）、資料3、東京都食品安全推進計画の改定について＜答申（案）＞、続いて資料4「東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直しの考え方」に対する意見募集の結果について、続いて資料5、東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直しについて＜意見取りまとめ（案）＞（概要）、続いて資料6、東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直しについて＜意見取りまとめ（案）＞でございます。

参考資料としまして「東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直し」の考え方について、を配布しております。

また、机上資料としまして、現行の食品安全推進計画の冊子を配りさせていただいております。WEBでのご参加の委員におかれましては、事前にメールで資料と、URLを送付させていただいております。

資料については以上でございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

資料について、資料が1から6まで、参考資料が1、机上資料として食品安全推進計画になっています。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従い、議事（1）東京都食品安全推進計画の改定についてに入ります。

東京都食品安全推進計画の改定につきましては、8月27日に開催された第1回食品安全審議会で、中間のまとめの承認がなされ、その後、パブリックコメントが実施されました。

まず、パブリックコメントの実施状況やその結果について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【永沼食品監視課課長代理】 それでは、東京都食品安全推進計画の改定について、答申案の中間まとめの意見募集の結果を説明させていただきたいと思いますので、資料1をご覧ください。

8月27日に開催しました、令和7年度第1回食品安全審議会におきまして、中間まとめについて、ご承認をいただいたところでございます。

そのご承認いただいた内容につきまして、令和7年9月4日から10月3日までの30日間、ホームページと都民情報ルームの閲覧により内容を公表し、意見募集を実施しております。

回答につきましては、専用のフォーム等を設けさせていただきまして、回答を受け付けた結果、4名の方からご意見がありましたので、その内容についてご説明させていただきたいと思います。

まず一つ目のご意見でございます。

基本施策3、重点施策2のところ、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見として提出があったものでございます。

ご意見の主な内容ですけれども、食中毒対策とHACCPの必要性を短絡的に結び付けるのは適切ではない。HACCP導入支援は意義のある取組だが、食の安全確保のためには、実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策が必要であるという内容のご意見でございました。

資料の右側に、ご意見に対する考え方を記載しておりますけれども、今回のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見として出されたものではございますが、ご意見中には「実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策」というところにつきましては、基本施策12の「食中毒の発生動向及び原因調査に関する内容」に該当するものと考えております。

内容としましては、速やかな食中毒の関連情報の収集、解析に努めて、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図るとともとしておったところでございますけれども、概要の記載方法をより分かりやすくするために、実際に発生した食中毒の原因を分析して、その結果に応じた対策を行うことを明記しております。

詳細につきましては、後ほど、答申案の説明のところで説明させていただきます。続いて、二つ目のご意見になります。

基本施策16、重点施策4番、食品安全情報評価委員会による分析・評価に関するご意見として承ったものでございます。

主なご意見になりますけれども、食品安全情報評価委員会による分析・評価に期待すると。健康への悪影響を未然に防止する観点で、偏った情報だけでなく、海外の情報を含めて、都民に情報を発信してほしいというご意見でございました。

このご意見に対する考え方でございますけれども、食品安全情報評価委員会では、食品の安全に関する情報を広く収集し、分析・評価するとともに、その結果を踏まえて都民等へ情報発信をしておりますので、その旨を記載しているところでございます。

続いて三つ目のご意見になります。

基本施策27、重点施策8、食品の適正表示の推進に関するご意見がございました。

内容ですけども、ゲノム編集食品について、情報が足りないまま市場に流通しており、表示がないため消費者が選べないことが問題であると。重点施策8に記載のある個別品目ごとの表示ルールの見直しとありますが、そういう意見に対応していくのかといったご意見がございました。

食品表示基準につきましては、食品表示法に基づき国が定めておりままでの、その旨を記載しております。

次のページへ行っていただきまして、四つ目のご意見があります。

第3章に記載しております施策の推進体制に関するご意見でございました。この記載に関するご意見としまして、原文のまま記載しておりますが、食品安全委員会、これは恐らく審議会のことを言っているのかなと思います。食品安全情報評価委員会の見解が偏らないように、委員構成を検討してほしいといったご意見がございました。

このご意見に対する考え方ですが、食品安全議会及び食品安全情報評価委員会の委員構成につきましては、食品安全条例で定められております。具体的には、食品安全審議会は、条例26条で、審議会は都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する25名以内の委員で組織すると定められておりまして、食品安全情報評価委員会は、条例27条で、情報評価委員会は都民、及び学識経験を有する者

のうちから、知事が任命する20名以内の委員で組織すると規定されておりますので、その旨を記載しております。

また、委員の選任に当たりましては、公募や、各団体の推薦により選任しておりますので、その旨を記載しております。

次の5番目のご意見になりますが、食中毒や災害発生時のマニュアルを作成してほしいというご意見がございました。

このご意見に対する考え方になりますけれども、基本施策42、重点施策の12のところで、「災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成」という項目を設けております。この中で、食品衛生監視員が災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を行うための具体的なマニュアルを作成することとしておりますので、その旨を記載しております。

最後のご意見になります。

添加物や農薬、食品表示の規制をもっと厳しくすべきであるといったご意見でございました。

添加物や農薬、食品表示の基準につきましては、食品衛生法と食品表示法に基づいて国が定めておりますので、その旨を記載しているというところでございます。

以上が、意見募集の結果に対する説明になります。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

ただいまのパブリックコメントについての説明につきまして、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

佐合委員、どうぞ。

【佐合委員】 公募委員の佐合です。ご説明ありがとうございました。

ご意見のNo. 1の部分で、HACCPの推進のところになります。

食中毒対策とHACCPの必要性を短絡的にという形の表現なんですけど、ご説明の趣旨もよく分かりました。個別の原因追及と対策について、何か不安があるわけでは決してないんですけども、せっかく導入したHACCPで、もっと言うと業界ごとに結構細かくハザードであったり、こうすべきだというのを国も含めてまとめてきたところで使っていると考えています。

そうすると、個別の原因はあるんですけども、元に遡って、HACCPの手引きであったり、ハザードの置き方であったりというところに、プロセスに遡って対策をすると、もしかしたら手引書を見直すとか、そういうような考え方のほうが、より根っこというか、狙いのところにいくのかなというような感じがするんですけども。

ちょっと国の施策との合致がちょっとよくよく分からんんですけど、それはいかがでしょうか。

【鈴木部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【丸山食品監視課長】 今の委員のご意見は、私の理解のための確認ですが、食中毒が起こった際に、その手引書に遡って検証するのが、結果として食中毒対策に結びつくんじゃないかというご意見ということでしょうか。

【佐合委員】 例えばそうですね。短絡的に結びつけるという表現は、ちょっとど

うかと思うんですけども、もともとHACCPをきちっとやっていけば、食中毒、事故が減っていくはずだという基本的な考えの下に、義務化という方向に行ったのだと思います。

なので、それこそP D C Aなんですけども、やってみましょうと言ったその手引書であったりハザードの考え方で、もし抜けがあるというのが原因のところで分かったとすると、その手引きの、要はプロセスの見直しというところでいくのが、より効果的なという感じがしたんですけども。

【丸山食品監視課長】 分かりました、ありがとうございます。

いただいた意見はもっとかなり膨大なもので、事務局で抜き出して作文しているところはあるんですけども、食中毒とHACCPが短絡的に結びつくのは不適切であるという趣旨のご意見があったので、資料に落とし込んでいるところでございます。

今、委員がおっしゃったように、確かに食中毒の原因を調査していく中で、手引書にのっとっていなかった部分があるというところが出てくることも想定されるわけでございますけれども、一方で、手引書はどうしても、今、委員がおっしゃったように、業界ごとに作っていて、ある程度一般化された記載ぶりにならざるを得ないところがあると。

一方、食中毒というのは、極めて個別具体的のケースでございますので、食中毒対策としては、両方にらみながら行っていくのが、リアルな話としては実効性があるというのもまた事実かなというところでございます。

ご意見としては、表現ぶりとしては、少しどきっとするようなご指摘の部分もありますけれども、今回、こういうご意見をいただいたところを踏まえて、食中毒対策に関しては、HACCPに関しても当然やるんだけれども、それとは別に個別具体的の分析結果も、できるところはありますので、そのご意見に関しては今回の答申案に反映させていってはどうかというような形で考え方をまとめさせていただきました。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。よろしいですか。

この意見では、HACCP自体を否定しているわけでもないですし、それを進めていかなければいけないとあります。その一方、食中毒が起きたときの原因究明はきっちりしなさいということですね。そこで短絡的という言葉がありますが、ちょっと意見のご趣旨がわかりにくいかなという感じです。

【丸山食品監視課長】

短絡的というワードがそのまま使われた形でご意見をいただいている。その前後をご紹介いたしますと、中間まとめでは、食中毒の発生増加とHACCP導入支援の必要性が短絡的に結びつけられているように見受けられますというご意見でした。

中間まとめの書きぶりが、食中毒対策とHACCPとのその連関を直接的に結びつけているように、必要以上に結びついているという言い方が適切かも分かりませんけれども、そのように見受けられるので、そこをもう少し改善したほうがいいんじゃないかなという、そういう趣旨でのご指摘でございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

この意見については、食中毒の原因究明を分析し、その結果に応じた対策を行うことを明記するということで対応していると考えていいかと思います。ほかに何かご意

見はございますか。

ありがとうございます。

ご意見がないようでしたら、続きまして、答申案について事務局からご説明をお願いします。

【永沼食品監視課課長代理】 それでは、食品安全推進計画改定について、答申案のご説明をさせていただきます。

まず、資料2をご覧いただければと思いますが、こちらの資料につきまして、中間まとめのときにも概要としてお示しした内容でございますけれども、今回の意見募集を踏まえて大きく変えたところはございません。

概要につきましては、中身は全く変わっておりませんので、説明は割愛させていただきたいと思います。

それで、資料3、答申案の本文のほうをご覧いただければと思います。

意見募集で寄せられた箇所につきまして説明させていただこうと思いますので、先ほどの資料1を近くに用意していただいて、一緒に照らし合わせながら見ていただければと思います。

中間まとめからの変更した点をご説明させていただきますので、まず1枚めくっていただきまして、1ページ目の「はじめに」というところになります。

修正した箇所1点目になります。下から5行目のところからになります。令和7年8月に中間まとめとして取りまとめたという旨の文章として締めくくっていたんですけども、その後、意見募集を踏まえて、今回の部会等々の検討を踏まえて、答申として取りまとめというスケジュールになっておりますので、その旨を下の3行、「この」のところから記載しています。

続いて、もう1枚めくっていただきまして、2ページ目のところになります。

本文の中で、青字で下線が引いてあるところがあるかと思います。こちらについては、中間まとめには載せてなかつたんですけども、用語説明をつけさせていただきました。

この色がついてるところが、用語説明がある内容になっておりまして、ページをめくっていただきまして、38ページ目からになるんですけど、用語説明という形でつけさせていただいております。

今回、全部で80の用語についての説明を附属資料として、本文という形じゃありませんけれども、参考資料としてつけている構成にしております。

次にページ、戻っていただきまして14ページ目になります。

基本施策のところになります。先ほど、意見募集のところで説明させていただいた内容のところですけれども、基本施策12の変えたところをご説明させていただきたいと思います。

先ほどの意見募集、資料1のご意見に対する考え方のところで、より明確にしました、実際に発生した食中毒の原因を分析して、その結果に応じた対策を行うことを明記しましたというところをご説明させていただきました。

具体的にどこかというところになりますが、「また」以降のところになりまして、

「特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し」の後ろのところに、「食中毒事件の調査結果及び」という、この文言を追記する形で対応させていただいているところでございます。

引き続いて26ページ、重点施策4のところになります。

先ほどの意見募集の二つ目のところで、食品安全情報評価委員会による分析評価に期待するといったご意見がありました。こちらにつきましては、ここに書いてある具体的な事項として、海外情報等の情報収集や分析、また都民等への情報発信というところでもう既に記載しておりますので、特段の修正はしていないという形になっております。

続いて30ページですね。重点施策の8のところになります。

食品の適正表示の推進というところになりますけども、ご意見の中で、ゲノム編集食品についての情報が足りないまま市場に流通しているということがございました。こちらにつきましても、内容としましては特段修正するようなご意見ではなかったかなど考えておりますので、中間まとめからの修正はしておりません。

続いて34ページ、重点施策12のところになります。

災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成というところになりますけども、こちらは災害発生時のマニュアルを作成してほしいというご意見がございましたが、具体的な事項に記載しているとおり、過去の事例を踏まえた災害発生時の食品衛生マニュアルを作成するというところを書いておりますので、中間まとめからの修正はしていないという対応をしております。

続いて35ページですね。第3章の施策の推進体制のところでご意見が一つございました。

審議会や情報評価委員会への記載があったところでございますけど、委員構成を検討してほしいというご意見について、特段修正を要する内容ではなかったと思いますので、文章の修正はしておりません。

次に37ページですね。

最後になりますが、先ほどの説明と重複する部分はありますが、中間まとめの中で附属資料を特につけておりませんでしたが、答申案の中では、附属資料として1から8までの関係する資料をつけさせていただいているとおりです。

附属資料1として用語説明、附属資料2として諮問書、委員名簿、審議経過ですね。あとは附属資料6として、意見募集の結果について資料1の内容をそのまま記載しております。あと、条例や審議会規則の内容を記載させていただいているところでございます。

修正点等々は以上になります。こちらは今回、答申案を部会案としてご提示させていただきました。ご審議いただきましてご承認いただいた後に、次の審議会で部会案として提示するということを考えておりますので、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

ただいまの答申案についての説明につきまして、ご質問等がございましたら挙手を

お願いします。

星野委員、どうぞ。

【星野委員】 今、ご説明がありました4番目のご意見のところで、委員構成を検討してほしいとあるんですけれども、こちらは具体的に、消費者団体や市民の代表が少ないようなご意見でしょうか。それとも、偏りがないように、ただの要望なんでしょうか。

【丸山食品監視課長】 事務局でございます。ご回答申し上げます。

生データもほぼ同じ記載ぶりでございます。何がどうという問題点を具体的に指摘するようなご意見ではございませんで、まさに、両委員会の構成を様々な分野から検討してほしいというのみのご意見でございました。

【星野委員】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 特に具体的にこういう方をとか、そういうことではないということでおろしいでしょうか。

【丸山課長】 はい、おっしゃるとおりです。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

ほかに何か、ご意見等はございますでしょうか。

板東委員、どうぞ。

【板東委員】 すみません、内容のことではないんですけども、今回4件ということだったのですが、これは前回と比較してこの件数ってどうなんでしょうか。

コメントということなので、関心の度合いがご意見数にも表れるのかなと思いまして、参考までに前回の件数がどれぐらいだったか、お聞きしたいと思います。

【丸山食品監視課長】 前回は3名の方からご意見をいただいているということです。そうですね、それほど大きな変動がないというところでございます。

【板東委員】 ありがとうございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料3、東京都食品安全推進計画の改定についてを部会の答申案として審議会に報告するということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

今後の審議会のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【永沼食品監視課課長代理】 今後の予定についてご説明させていただきます。

先ほどご承認いただきました部会案につきまして、11月に開催を予定しています第2回食品安全審議会において、鈴木部会長から答申の部会案を報告していただきたいと考えております。

審議会で内容の了承が得られましたら、知事へ答申していただくということを考えております。よろしくお願ひいたします。

【鈴木部会長】 ただいまの今後のスケジュールについての説明について、何かご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、スケジュールどおりに進めていきたいと考えております。

次に、議事（2）消費生活条例に基づく食品表示の見直しについてに移りたいと思います。

消費生活条例に基づく食品表示の見直しについては、食品安全推進計画の改定と同様に、第1回食品安全審議会において、見直しの方向性の承認がされまして、見直しの方向についてパブリックコメントが実施されております。

まず、パブリックコメントの実施状況や結果について、事務局から説明いただきたいと思います。

【永沼食品監視課課長代理】 それでは、東京都消費生活条例に基づく食品表示の見直しの考え方に対する意見募集の結果について、ご説明させていただきます。

まず、資料4と参考資料1をお手元にご用意いただければと思います。

まず資料4になりますけども、消費生活条例に基づく食品表示の見直しの考え方に対する意見募集というところでございます。先ほど、部会長からもご紹介がありましたけれども、推進計画の中間まとめの意見募集と併せて実施しておりますので、募集期間、実施方法は同じでございます。

意見募集の内容なんですけども、参考資料1、こちらで意見募集をさせていただきました。この参考資料なんですけども、これまでの審議会と部会で行っていただいた検討内容を文章化したものになっております。

今まで、スライド形式の資料でお示しさせていただいたものでございますけれども、それだと検討経緯とか、見直しの整理のやり方とかがなかなか分かりにくい部分があるかと思いましたので、事務局で整理させていただいて、参考資料のとおり意見募集をさせていただいたというところでございます。

この参考資料でつけさせていただいたものに対するご意見を、資料4でお示ししておりますので、資料4をご覧になっていただければと思います。

意見募集の結果なんですけども、こちらは11名の方からご意見がありました。

まず、調理冷凍食品の原材料配合割合の表示に関する内容についてですけども、主に三つ挙げさせていただいておりますけども、一つ目の原材料配合割合の表示義務を廃止することが妥当と。整理していただいた考え方に対する賛成というところが、まずご意見がありまして、こちらは同様の意見が6件ありました。

次に二つ目になりますけども、今回、ご議論いただいている内容について、ほかにも同じような条例で規定している自治体が何件かありますので、そこに対して東京都のほうから足並みをそろえるよう働きかけてほしいといったご意見が1件ございました。

次に、業界団体は消費者に対する情報提供として何をするのか。業界団体自身に説明してほしいというご意見でございます。

これらはそれぞれ右側にご意見に対する考え方を示させていただいておりますが、まず一つ目の賛成であるというところに対しては、整理していただいた内容をそのまま転記しているというふうにしております。

二つ目の働きかけにつきましては、もうこちら既に検討を始めている段階から、各

自治体に情報共有させていただいているので、その旨を記載しております。

三つ目に関しては、業界団体にお伝えしますというところで記載させていただいたところでございます。

調理冷凍食品の原材料配合割合の意見としては以上になりますて、次に、カット野菜・カットフルーツの加工年月日表示に関する内容でございます。

こちらは、加工年月日表示義務は廃止することが妥当という考え方で賛成ですというご意見が1件だけございました。ご意見に対する考え方につきましても、整理していただいた内容をそのまま転記させていただいております。

最後に、その他を記載させていただいているんですが、今回、意見募集した内容ではないことに対するご意見を、その他としてまとめさせていただいております。

主に二つございまして、一つ目が、調理冷凍食品に係る原料原産地名の表示についても廃止を検討してほしいというご意見でございました。こちらは同様の意見が4件ありますて、これにつきましてはご意見として承るというところで記載しております。

最後のご意見は、政府による食品表示の考え方について危機感を持っています、食品添加物についてもしっかりと書いてほしいといったご意見でした。添加物に関する食品表示の基準は、食品表示法に基づいて国が定めることとなっておりますので、その旨を記載させていただいております。

以上が意見募集の結果というところになるんですけども、これまでに審議会部会でご審議いただいて整理させていただいた内容について、特段反対の意見はありませんでした。

資料4は以上でございます。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

ただいまのパブリックコメントについての説明につきまして、ご質問等がございましたら挙手をお願いします。

井岡委員、どうぞ。

**【井岡委員】** ありがとうございます。

アトイの冷凍食品とカット野菜についてはほぼご賛同いただいたということで、よかったですと考えております。

ウのほうはちょっと発言を控えさせていただきますが、パブリックコメントの、参考資料1はとても分かりやすく出されているので、それが大変評価できるかなと思いました。

以上です。

**【鈴木部会長】** ありがとうございます。

そのほかにご意見とご質問はございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは続きまして、消費生活条例に基づく食品表示の見直しの意見取りまとめを行いたいと思います。

本日の部会を開催するまでに、部会2回、審議会1回を開催し、皆様から様々なご意見ご質問をいただきました。これまでの検討内容を踏まえまして、事務局から意見

取りまとめ案の提示がありますので、ご審議いただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【待鳥食品監視課課長代理】 それでは、消費生活条例に基づく食品表示の見直しについての意見取りまとめ案についてご説明いたします。

お手元に資料5、6をご用意いただければと思います。

まず、概要としてまとめたものが資料5となっております。これにて説明させていただきます。1枚目が調理冷凍食品の原材料配合割合表示について、2枚目がカット野菜及びフルーツの加工年月日表示についてになっております。

まず1枚目ですが、調理冷凍食品の表示制度について、現行、国の制度においては、横断的な義務表示に加えて、調理冷凍食品10品目については、個別の表示ルールが課せられているところです。

消費者庁は、こうした複雑な食品表示制度について、合理的かつシンプルで分かりやすいものへの見直しを図っておりまして、冷凍フライ類の衣の割合など、個別の表示ルールについて、今年度末をもって廃止となります。

一方、条例による調理冷凍食品の原材料配合割合表示についてですが、制定背景は、昭和50年頃の冷凍食品が急速に普及する中、まがいもの食品が社会問題化したということを背景に義務化されたもので、先ほどの国の個別ルールが適用されない品目について対象となっています。

資料真ん中、表示見直しの検討経緯ですが、業界の現状を把握するための業界ヒアリングを行い、途中、条例の制度の改廃を所管する消費生活対策審議会への報告を踏まえて検討を進めてまいりました。

審議会における主な意見としましては、業界としての競争原理や消費者の分かりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべきであるということ、それから、自治体ごとのルールが存在すると事業者に負担がかかり、それが購入価格として消費者に返ってくることになるというようなご意見がありました。また、仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くよう業界として取り組んでほしいと、そういうお声がありました。

表示見直しの考え方ですけれども、食の価値観が多様化している今、調理冷凍食品の原材料配合割合の数字が、商品の優劣を判断する材料にはなっていないということ、また、調理冷凍食品のみに適用される表示ルールの存在は、消費者に混乱を招くおそれがあるということから、規定当初の役割は終えたと考えられ、廃止が妥当と整理されました。

一方で、パッケージ表示によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要であるとして、ホームページやフリーダイヤル、2次元コード等を活用した業界の自主的な取組に期待するとされました。

2枚目に行っていただきまして、カット野菜及びカットフルーツの加工年月日表示についてです。

食品表示法による表示制度では、複数種類の野菜、または果実をカットした混合品となりますと、加工食品の扱いになりますて、名称や保存方法、期限表示などの一括表示が義務となってまいります。

一方、単一の野菜または果実のカット品ということであれば、生鮮食品の扱いとなりまして、こちらは名称と原産地が義務の表示となります。ただし、実態としましては、メーカーでは複数種だろうと単一種であろうと区別なく、いずれも加工食品並みの表示がされています。

また、国の全体的な動きとして、複雑な食品表示について、合理的かつシンプルで分かりやすいものへという見直しの動きがあります。

条例による表示制度を振り返りますと、平成2年頃、ちょうどカット野菜及びカットフルーツが普及し始めた頃になりますけれども、このときには法令による表示事項が整備されていなかったということで、条例で補完して表示を義務づける必要があったという制定背景がございます。

資料真ん中の表示見直しの検討経緯ですが、業界の現状を把握するための業界ヒアリングをまず行いまして、途中、条例の制度の改廃を所管する消費生活対策審議会への報告を踏まえて検討を進めてまいりました。

審議会における主な意見としましては、喫食時期の判断のための重要な情報源は、期限表示であるということ、同一表示ラベル上に意味の異なる日付表示があると、かえって消費者の混乱を招くことになるというご意見があり、仮に廃止するとしても、消費者が知りたい情報が届くように、業界として取り組んでほしいというご意見がありました。

表示見直しの考え方ですけれども、消費者はいつまで安全に食べられるかということを知りたいため、消費者の関心が高いのは消費期限であるということ、それから、消費者の分かりやすさの観点から、ルールはシンプルにすべきであるということで、現在、規定当初の役割は終えたと考えられ、廃止が妥当と整理されました。

ただし、こちらも一方で、パッケージ表示によらず、知りたい消費者に対する配慮は必要であるということで、ホームページやフリーダイヤル、2次元コード等を活用した業界の自主的な取組に期待するとされました。

以上が資料5意見取りまとめ案の概要説明でした。資料6につきましては、これら食品表示制度や事業者ヒアリング、それから都民からの意見募集の結果等を踏まえて、審議会としての検討結果を取りまとめた案となります。

説明は以上になります。

【鈴木部会長】 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

では、座長のほうから一つ質問させていただきますが、意見の2で、他自治体ということですけれども、何自治体が同様の条例を制定して規制をしているか、お願いいいたします。

【丸山食品監視課長】 私どものほうで把握している限りにおいて、一つの県と、それから四つの政令指定都市、具体的に申し上げると、神奈川県、それから川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、この全部で五つの自治体で、それぞれの条例に基づく表示制度を持っているということを把握しているところでございます。

それぞれ、国で調理冷凍食品に関する大きな動きがあった中で、動いてるやに聞いておりますけれども、ホームページで確認できる範囲で申し上げると、神奈川県にお

いては、具体的に表示制度の見直しに関する検討を開始しているようでございます。  
以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

ただいま事務局からそれぞれの事項について説明がありました。

それでは、意見取りまとめを本部会案として、審議会に報告するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

つきましては、今後の審議会のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

【待鳥食品監視課課長代理】 審議会の今後のスケジュールですが、11月に第2回審議会を開催しまして、鈴木部会長から取りまとめ案の部会案をご報告いただきます。その後、必要に応じて消費生活対策審議会に諮問し、ご検討いただく予定でございます。

その背景でございますけれども、今回、ご検討いただいている都の食品表示制度は、生活文化局が所管する東京都消費生活条例に基づくものであります。この条例において、食品表示制度について一定の改正をしようとする場合には、消費生活対策審議会に諮問しなければならないと規定されているためでございます。

なお、今回の見直しについては、食品表示制度の運用を保健医療局が所管しているという関係上、当審議会においてご検討いただいております。

以上の経緯等を踏まえまして、今後、当審議会としての意見が取りまった後に、改めて制度改革を所管する消費生活対策審議会において、必要な検討が行われるというものでございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。ちょっと流れが複雑なんですけれども、事務局の生活文化局さん、何か補足することはございませんでしょうか。

【阿部企画調整課長】 特にございません。

【鈴木部会長】 それでは、意見取りまとめの部会案につきまして、ただいま事務局からお諮りした流れでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【鈴木部会長】 それでは、審議会のスケジュールですが、11月に第2回審議会を開催しまして、私のほうからご報告をさせていただきます。

それでは以上をもちまして、予定されていました事項については全て終了いたしました。円滑な進行について、皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【丸山食品監視課長】 鈴木部会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間、また長期間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第3回食品安全審議会の部会を終了とさせていただきたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。